

(1) 介護保険給付サービス利用料金（1か月あたり）

要介護度	単位数	利用料	利用者自己負担額（単位：円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450	34,500	3,450	6,900	10,350
要支援2	6,972	69,720	6,972	13,944	20,916
要介護1	10,458	104,580	10,458	20,916	31,374
要介護2	15,370	153,700	15,370	30,740	46,110
要介護3	22,359	223,590	22,359	44,718	67,077
要介護4	24,677	246,770	24,677	49,354	74,031
要介護5	27,209	272,090	27,209	54,418	81,627

※月途中から登録、又は月途中で登録を終了した場合、期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日とは契約者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

登録終了日とは、契約者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

※(1)介護保険給付サービス利用料金及び(3)各種加算は、介護保険関連法令に基づき定められた料金のため、法令の改正時は法令に従い額が変更されます。

(2) 実費負担の費用について

①送迎費	契約者の居宅が「通常の事業の実施地域（甘楽町）」以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求します。 事業所から片道5キロメートルまで 500円（以後5キロごと積算）
②交通費	「通常の事業の実施地域（甘楽町）」を越えて行う訪問サービスを提供した場合に要する交通費は、その実費を請求します。 事業所から片道5キロメートルまで 500円（以後5キロごと積算）
③食事の提供に要する費用	朝食 440円/回 昼食 660円/回 夕食 550円/回
④宿泊に要する費用	2,000円
⑤おむつ代	実費
⑥洗濯代	本人の能力、家庭環境等により自宅での洗濯が困難な方に限り、事業所で洗濯を行った場合には1回あたり100円を請求します。
⑦その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、契約者が負担することが適当と認められるものについては実費をいただきます。

※①、②における「通常の事業の実施地域」とは、「甘楽町」になります。

(3) 加算料金

	加算	単位数	利用料	利用者負担額 (単位:円)			備考
				1割負担	2割負担	3割負担	
	初期加算	30	300	30	60	90	1日につき (登録日から30日間に限る)
★	認知症加算 (I)	920	9,200	920	1,840	2,760	1月につき。認知症リーダー研修修了者を認知症自立度Ⅲ以上20人未満の場合1以上配置。指導者研修狩猟者も配置し専門的ケア実施。会議定期開催。
★	認知症加算 (II)	890	8,900	890	1,780	2,670	1月につき。認知症リーダー研修修了者を認知症自立度Ⅲ以上20人未満の場合1以上配置。専門的ケア実施。会議定期開催。
★	認知症加算 (III)	760	7,600	760	1,520	2,280	1月につき。要介護で日常生活自立度Ⅲ以上
★	認知症加算 (IV)	460	4,600	460	920	1,380	1月につき。要介護2で日常生活自立度Ⅱ
	若年性認知症認知症利用者受入加算	800	8,000	800	1,600	2,400	1月につき。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める。(支援は450単位)
★	看護職員配置加算 (I)	900	9,000	900	1,800	2,700	1月につき。常勤専従の看護師1名以上配置
★	看護職員配置加算 (II)	700	7,000	700	1,400	2,100	1月につき。常勤専従の准看護師を1名以上配置
★	看護職員配置加算 (III)	480	4,800	480	960	1,440	1月につき。看護職員を常勤換算方法で1名以上配置
★	看取り連携体制加算	64	640	64	128	192	1日につき。看護師により24時間連絡できる体制確保し指針の説明・同意を行い看取り介護実施。看護職員配置加算 (I) 算定
★	訪問体制強化加算	1,000	10,000	1,000	2,000	3,000	1月につき。常勤の訪問担当2名以上配置し、訪問サービス延べ200回以上実施
	総合マネジメント体制強化加算 (I)	1,200	12,000	1,200	2,400	3,600	1月につき。(II)の他、利用者に関わる地域住民の相談。多様な地域支援の活用。
	総合マネジメント体制強化加算 (II)	800	8,000	800	1,600	2,400	1月につき。心身状況や取り巻く環境に応じ随時居宅介護計画見直し。地域交流を図る。
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	200	20	40	60	1回につき。6月に1回限度。利用開始時及び6月毎口腔と栄養の状態をスクリーニング
	科学的介護推進体制加算	40	400	40	80	120	1月につき。利用者の心身状況等を厚生労働省に提出し、その情報を介護計画に活かすなど有効利用している場合。
	生産性向上推進体制加算 (I)	100	1,000	100	200	300	1月につき。(II)のデータにより業務改善の成果が確認できる。見守り機器を複数導入。職員間の役割分担の取り組み実施。
	生産性向上推進体制加算 (II)	10	100	10	20	30	1月につき。生産性向上のための委員会や改善活動を行い、見守り機器を1つ以上導入。1年に1回取り組み効果のデータ提供。
	サービス提供体制加算 (I)	750	7,500	750	1,500	2,250	1月につき。介護福祉士70%以上、勤続10年以上の介護福祉士25%以上。
	サービス提供体制加算 (II)	640	6,400	640	1,280	1,920	1月につき。介護福祉士50%以上。
	サービス提供体制加算 (III)	350	3,500	350	700	1,050	1月につき。介護福祉士40%以上、常勤職員60%以上、勤続7年以上30%以上。
	介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の146/1000	左記×10	左記利用料の1割	左記利用料の2割	左記利用料の3割	基本サービス費に各種加算を加えた単位数に対する割合のため算定内容により変化。

※ ★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はありません。